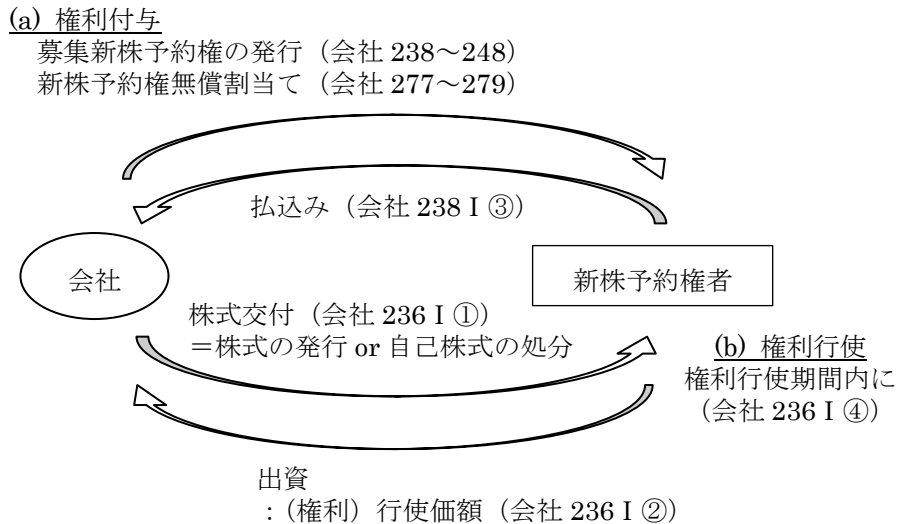


10.新株予約権

10-1.新株予約権の意義

(1)意義（会社2④）



(2)新株予約権について重要なこと

事例10-a 新株予約権 [テキスト Case6-6 を一部変更]

Aは、1万円を支払うことにより、B会社株式1株の交付を受ける権利（新株予約権）を1個有している。B会社は上場会社である。

- ①現在この権利は行使できる状態であるが、明日以降は権利行使できなくなる。現在の株価が1株あたり1万1000円であれば、Aはどのような行動をとることが合理的か。
- ②現在この権利は行使できる状態であるが、明日以降は権利行使できなくなる。現在の株価が1株あたり9000円であれば、Aはどのような行動をとることが合理的か。
- ③この権利は現在から1年間行使できる状態であるが、現在の株価は1株あたり9000円である。この権利そのものに価値はあるのだろうか。

①：

②：

©：新株予約権の価値——オプション評価モデル

10-2.新株予約権の発行等

(1)募集新株予約権の発行（会社 238 以下）[テキスト 6 章 3 節 **2 6**]

(a)募集事項（会社 238 I）

新株予約権の内容として定めなければならない事項（会社 236 I）

たとえば①新株予約権の目的である株式の数・算定方法

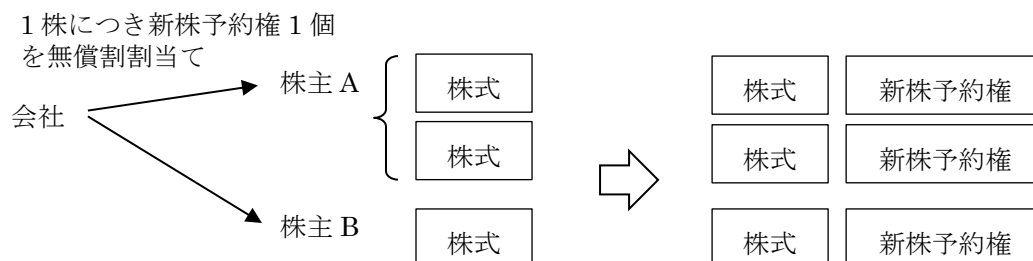
②権利行使価額・算定方法

④権利行使期間

行使条件（会社 911Ⅲ⑫ニ）

(b)募集事項の決定権限・発行手続・発行について争う方法

(2)新株予約権無償割当て（会社 277 以下）[テキスト 6 章 3 節 **3**]



(3)新株予約権の譲渡と行使 [テキスト 6 章 3 節 4 5]

(a)新株予約権原簿 (会社 249 以下)

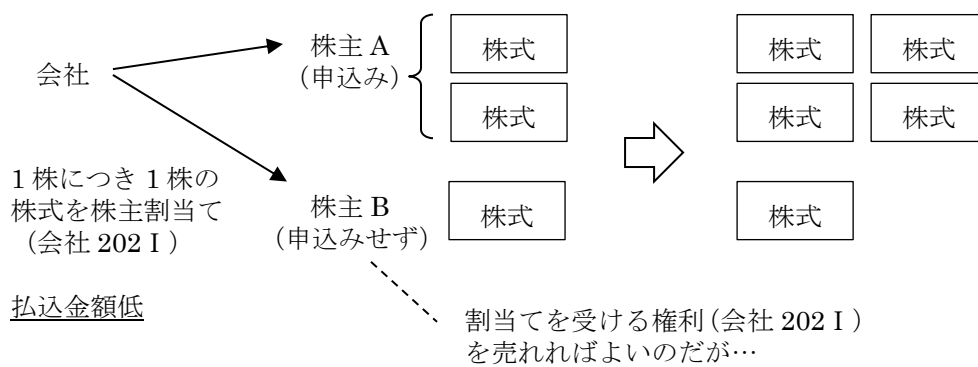
(b)譲渡 (会社 254 以下)

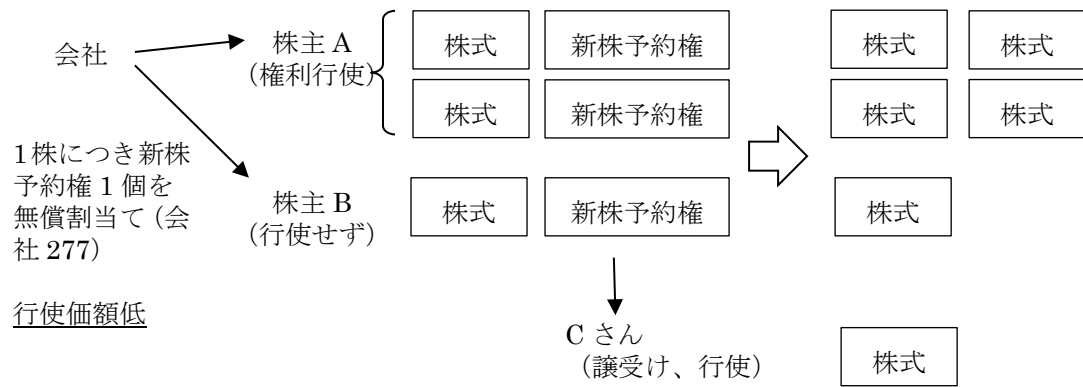
(c)行使 (会社 280 以下)

10-3.新株予約権の利用

(1)新株予約権の第三者割当て

(2)ライツ・オファリング





(3)新株予約権付社債 (→11-4)

(4)ストック・オプション

(a)権利内容と行使条件

権利内容の定め方

①典型的イメージのもの

②株式報酬型ストック・オプション

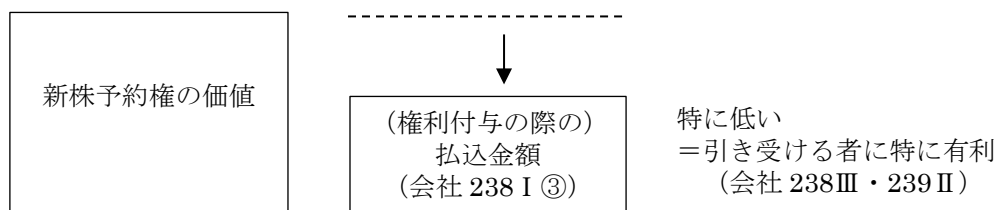
(b)有利発行

事例 10-b ストック・オプション

A 会社は、取締役にストック・オプションを付与することにした。そのための募集新株予約権の発行の募集事項として、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする（会社 238 I ②）ものとされた。この発行は、有利発行（会社 238Ⅲ①）にあたるのだろうか。

払込みを要しない（会社 238 I ②）

→新株予約権を付与される者にとって特に有利？（会社 238ⅡⅢ・240 I）



(5)買収防衛策（→「会社法Ⅲ」）[テキスト9章5節**2 3 4**]